

長崎労働局発表

平成29年9月28日（木）

長崎労働局 健康安全課

健康安全課長 田中 謙吉

健康安全係長 都築 明

電話 095-801-0032（直通）

## 特定自主検査業者に対する業務停止命令の行政処分について

長崎労働局（局長 こだま つよし 小玉 剛）は、平成29年9月28日、労働安全衛生法に基づく登録検査業者であるグローバル建機株式会社（代表取締役 せき けいき 関 恵喜）の特定自主検査業務について、労働安全衛生法違反の事実があったため、下記のとおり、6月間の特定自主検査業務の停止を命ずる行政処分を行った。

### 記

#### 1 行政処分対象者

名 称： グローバル建機株式会社

代表者職氏名： 代表取締役 関 恵喜

所 在 地： 長崎県諫早市早見町1080-1

登 録 番 号： 長崎第99号

特定自主検査を行うことができる機械等の種類：

フォークリフト

不整地運搬車

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）

車両系建設機械（基礎工事用）

車両系建設機械（締固め用）

高所作業車

#### 2 処分を行った日

平成29年9月28日

#### 3 処分の原因となった事実

平成27年5月25日（1台）、平成27年6月26日（2台）、平成29年1月6日（1台）、平成29年1月12日（1台）に実施した5台の車両系建設機械（締固め用）の特定自主検査について、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたこと。

#### 4 処分の内容

労働安全衛生法に基づき登録を受けた諫早工場及び佐世保営業所における特定自主検査業務の全部を平成29年9月28日から平成30年3月27日までの間、停止すること。

#### 5 根拠となる法令条項

労働安全衛生法第54条の4、労働安全衛生法第54条の6第2項第2号

### 関連条文

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（検査業者）

#### 第54条の3

検査業者になろうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省又は都道府県労働局に備える検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

（第2項から第5項まで 略）

#### 第54条の4

検査業者は、他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

#### 第54条の6

（第1項 略）

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（第1号 略）

二 第54条の4の規定に違反したとき。

（第3号 略）